

景観形成の基準

届出の対象行為について、項目ごとの景観形成の基準に基づき審査し、必要に応じて対応を行います。

届出の対象行為	項目	景観形成の基準	対応
全ての行為	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成上重要な山岳、海岸、河川、湖沼、歴史的遺産、町並み等に対する周辺及び主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）及び周辺からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。・尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低いで高さを抑えて行うこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状を変えずに済む位置とすること。 	勧告対象
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	勧告対象
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	勧告対象

景観形成の基準

届出の対象行為について、項目ごとの景観形成の基準に基づき審査し、必要に応じて対応を行います。

届出の対象行為	項目	景観形成の基準	対応														
建築物等の新築、増築、改築、移転または外観を変更する修繕、様替え、色彩の変更 又は 工作物等の新築、増築、改築、移転または外観を変更する修繕、様替え、色彩の変更	外観	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある意匠及び形態とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した意匠及び形態とすること。 ※ 壁面設備、屋上設備等とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線といった壁面、屋上等に設置される工作物並びにこれらに類するものをいう。以下同じ。 	勧告対象														
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 ・外観のベースカラーは次のとおりとすること。 <p style="text-align: center;">表1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">有彩色の色相</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">彩 度</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">商業地域等</th> <th style="text-align: center;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0. 1R～10R</td> <td style="text-align: center;">6 以下</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0. 1YR～5Y</td> <td style="text-align: center;">6 以下</td> <td style="text-align: center;">6 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外の色相</td> <td style="text-align: center;">6 以下</td> <td style="text-align: center;">2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて、過半以上を占める色相をいう。なお複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。以下同じ。 ※ 商業地域等とは、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。以下同じ。 	有彩色の色相	彩 度		商業地域等	その他	0. 1R～10R	6 以下	4 以下	0. 1YR～5Y	6 以下	6 以下	上記以外の色相	6 以下	2 以下	変更（原状回復） 命令対象
	有彩色の色相	彩 度															
		商業地域等	その他														
0. 1R～10R	6 以下	4 以下															
0. 1YR～5Y	6 以下	6 以下															
上記以外の色相	6 以下	2 以下															
		<ul style="list-style-type: none"> ・送電又は送信のための鉄塔については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6～8の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4～5の無彩色とすること。 ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 	変更（原状回復） 命令対象														
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した素材を使用すること。 ・地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。 ・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。 	勧告対象														
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地（建築物の建築面積、工作物の築造面積を除く。）は、その面積の3%以上を緑化すること。 ・緑化に当たっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 	勧告対象														

景観形成の基準

届出の対象行為について、項目ごとの景観形成の基準に基づき審査し、必要に応じて対応を行います。

届出の対象行為	項目	景観形成の基準	対応								
開発行為、土地の開墾、その他の土地の形質の変更（鉱物の掘採及び土石の採取を除く。）	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 	勧告対象								
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 ・長大な法面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 	勧告対象								
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。 	勧告対象								
土石の採取及び鉱物の掘採	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は掘採を終了した所から、速やかに緑化を行うこと。 	勧告対象								
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路等及び隣接地の境界付近に存する樹林は、伐採しない。 	勧告対象								
木竹の伐採	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。 	勧告対象								
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・物品を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔をとること。 	勧告対象								
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から堆積されている物件が見えないよう遮へいすること。 ・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ・塀、さく等（高さ3m以下のもの）により、遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩度	0.1R～10R	4以下	0.1YR～5Y	6以下	上記以外の色相	2以下	勧告対象
	有彩色の色相	彩度									
0.1R～10R	4以下										
0.1YR～5Y	6以下										
上記以外の色相	2以下										
特定照明	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の対象物を照射するものであること。 ・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。 	勧告対象								